

令和6年度第4回多良木町議会(10月会議)						
招 集 年 月 日	令和6年10月11日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年10月11日		午前11時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年10月11日		午前11時18分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席 欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 △ 不応招	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	5番	源 嶋 た ま み		9番	落 合 健 治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長		
	会 計 管 理 者			住民ほけん課		
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課	山 村 忍	
	企画観光課長			建 設 課 長		
	企画観光課			建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課		
	税 務 課 長			産業振興課長		
	農委事務局長			産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第11号	損害賠償の額を定めることについて
報告第12号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第38号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第5号）

開議の宣告

(午前 11 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。

全員出席ですので、会議は成立いたしております。

本日は、地方自治法第 121 条第 2 項に基づき、本会議の説明員出席については、町長、副町長、教育長及び関係課のみとしております。

ただいまから、令和 6 年度第 4 回多良木町議会（10 月会議）を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておりました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、会議録の署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番、源嶋たまみ議員、9 番、落合健治議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長、吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい。

それでは、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

令和 6 年度第 4 回多良木町議会（10 月会議）の提案理由を説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は報告としまして、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分を行いました、損害賠償の額を定めることについてが 1 件、一般会計補正予算（第 4 号）が 1 件、また、今回の補正予算といたしまして、一般会計補正予算（第 5 号）が 1 件で、合わせて 3 件でございます。詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

全議案とも可決いただきますようよろしくお願いいたしまして、私の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。

日程第 2 「報告第 11 号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、報告第 11 号「損害賠償額を定めることについて」議題といたします。

報告を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

報告第 11 号についてご説明を申し上げます。

2 ページをご覧ください。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

3 ページをご覧ください。

専決処分の写しを付けております。

専決処分第 2 号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて。

2、相手方、住所、熊本県球磨郡多良木町大字久米 965 番地 3、氏名、西 公太郎。

3、専決処分の理由、令和 6 年 8 月 29 日午前 10 時 00 分頃、久米小学校駐車場において、教

育委員会が設置した看板が強風で倒れ、駐車中の相手車に接触し損傷させた。

この事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 2 号の規定により専決処分するものであります。

損害賠償額 4 万 4,000 円、上記金額の内訳、車両修繕費 4 万 4,000 円。

令和 6 年 9 月 17 日専決であります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告 11 号「損害賠償の額を定めることについて」を終わります。

日程第 3 「報告第 12 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、報告第 12 号、「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

報告を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、報告第 12 号についてご説明申し上げます。

ページは 4 ページでございます。

専決処分の報告について。

地方自治法 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分をしたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書の写しを付けております。

専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）。

2、専決処分の理由、令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散し、同月 27 日に第 50 回衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、歳入歳出予算を補正する必要性が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 6 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分第 3 号、令和 6 年度多良木町一般補正予算（第 4 号）でございます。

令和 6 年度多良木町の一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 938 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 9,586 万 8,000 円とするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうで説明させていただきます。そちらのほうをお願いいたします。ページは 1 ページでございます。

議案の主な内容でございますが、さきほどと同様でございますが、衆議院が 10 月 9 日に解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び国民審査の選挙費に係る歳入歳出の予算の計上でございます。

事項別明細書のほうで説明させていただきます。

まず、歳入、款の 14、項の 3、目の 1、節の 2、選挙費委託金、衆議院議員総選挙委託金、938 万 8,000 円でございます。

次に歳出、款の 2、項の 4、目の 4、衆議院議員選挙費 938 万 8,000 円、内容といたしまして

は、報酬が101万2,000円、職員手当等が380万5,000円、報償費が7万1,000円、旅費が6万2,000円、需用費が146万4,000円、役務費は154万7,000円、委託料が79万9,000円、使用料及び賃借料が62万8,000円を計上いたしております。

最後に、末尾のほうに給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告第12号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第4号）」を終わります。

日程第4 「議案第38号」 令和6年度多良木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第4、議案第38号、「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

議案第38号についてご説明申し上げます。

令和6年度多良木町一般会計補正予算（第5号）、令和6年度多良木町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,995万6,000円とするものでございます。

内容につきましては議案説明資料のほうでさせていただきます。そちらをほうをお願いいたします。ページは2ページでございます。

議案の主な内容でございますが、熊本県から交付金の内示が9月30日に示されたが、導入予定の発電機設置に相当の時間を要すること、また、8月に多数発生した落雷により防犯灯が被害を受け、早期の修理が必要なことから、今回補正を提案するものでございます。

事項別明細書のほうで説明させていただきます。

まず歳入にございますが、款の14、項の2、目の2、節の3、老人福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金2,319万円でございます。

高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模改修等を促進する交付金でございます。

補助率につきましては10分の10ということでございますが、1件当たり上限が773万円でございます。今回、773万円の3件分を計上いたしております。

次に、款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金89万8,000円でございます。これにつきましては、今回補正予算の財源として予算化するものです。

次に、歳出でございます。

款の2、項の1、目の12、防犯対策費、修繕料が89万8,000円でございます。これは落雷により被害を受けた防犯灯修繕、約50ヶ所分ということでございます。

次に、款の3、項の1、目の7、介護保険整備事業費、節の18負担金補助及び交付金の補助金でございますが、介護施設整備事業補助（グループホーム等防災改修等支援事業）ということで、2,319万円の計上でございます。これは非常用自家発電機の設置3事業所分でございます。事業要望額が上限の773万円の3事業所分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
6 番、久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

今の最後の説明のところなんですが、介護施設の整備事業ということで、3 事業所がとでておりますが、この 3 事業所がどこになるのかということと、それから、それぞれ規模が違うと思うんですが、そうすると当然施設の設置されるものが異なってくると思うんですが、この同額が計上されてるっていうのはいったいどういう事情によるものか。

要するに同じ設備を設置するということでこの金額になっているのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

最初の設置施設でございますけれども、株式会社ケアサポートのグループホーム若葉園と小規模多機能ホーム里の城となります。もう一つが、合同会社悠久のグループホーム花みずきとなっております。

で今回、同額の 773 万の 3 か所分を上げさせていただいておりますけれども、当然、施設によっては、仕様が異なるかと思っておりますけれども、今回、補助の上限額の 773 万円を計上しまして、設備によっては、減額というような形になるかと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

よろございますか、6 番。
はい。
ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

それではこれで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 38 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）」は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。
お諮りします。
この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和6年度第4回多良木町議会（10月会議）を閉じます。

起立をお願いします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時18分開議）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員